

栗 東 市 国 民 保 護 計 画

【資 料 編】

栗 東 市

目 次

1. 関係機関の連絡先(本編p9)	1
2. 栗東市の地理的、社会的特徴.....	14
① 気候関係資料(本編p10)	14
② 栗東市の地形分類図(本編p10)	15
③ 栗東市の人口統計に関する資料(本編p11)	16
④ 栗東市の交通網に関する資料(本編p11)	18
⑤ その他の社会的特徴関係資料(本編p11)	19
3. 栗東市の各部課室における平素の業務(本編p19)	20
4. 栗東市対策本部組織表及び各班の任務分担表(本編p21、47)	22
5. 関係機関との協定一覧(本編p25)	27
6. 警報を伝達すべき関係機関等(本編p28、55)	30
7. 安否情報収集様式、安否情報報告書、安否情報照会・回答様式 (本編p29、71、72)	30
8. 被災情報の報告様式(本編p30、84)	36
9. 平素から集約・整理が必要な基礎的資料の詳細(本編p33)	37
10. 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局(本編p36)	38
11. 栗東市緊急事態連絡本部の構成及び機能(本編p43)	39
12. 災害対策基本法との関連における対処体制(本編p44)	39
13. 関係する報道機関(本編p47)	40
14. 現地調整所の組織編制例及び現地調整所の性格について(本編p48)	41
15. 栗東市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み(本編p55)	42
16. 避難の指示の流れ(本編p57)	43
17. 避難実施要領の通知・伝達(本編p60)	43
18. 退避の指示の一例(本編p74)	44
関係する条例等.....	45
【参考】武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等.....	53

1. 関係機関の連絡先（本編p9）

① 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）

【指定行政機関等】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
内閣官房	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付	<u>100-8968</u>	東京都千代田区永田町1-6-1	(03) 3581-3464 (03) 3581-5671
内閣府	大臣官房 総務課	<u>100-8914</u>	東京都千代田区永田町1-6-1	(03) 3581-1513 (03) 3581-3907
国家公安委員会	連絡先は警察庁と 同様	100-8974	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 3581-0141 (03) 3581-0744
警察庁	警備局 警備企画課	100-8974	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 3581-0141 (03) 3581-0744
金融庁	総務企画局 政策課	100-8967	東京都千代田区霞が関3-2-1	(03) 3506-6433 (03) 3506-6267
消費者庁	総務課	<u>100-8958</u>	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03) 3507-8800 —
総務省	大臣官房 総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253-5090 (03) 5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	100-8974	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253-7550 (03) 5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課広報室	100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	(03) 3592-5396 (03) 3592-7728
出入国在留管理庁	長官官房 総務課	<u>100-8977</u>	東京都千代田区霞が関1-1-1	(03) 3580-4111 —
公安調査庁	総務部 総務課	100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	(03) 3592-2638 (03) 3592-6605
外務省	総合外交政策局 人権人道課	100-8919	東京都千代田区霞が関2-2-1	(03) 5501-8240 (03) 5501-8239
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03) 3581-4111 (03) 5251-2163
国税庁	長官官房 総務課	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03) 3581-4161 (03) 3593-0401
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	<u>100-8959</u>	東京都千代田区霞が関3-2-2	(03) 6734-2290 (03) 6734-3689
スポーツ庁	長官官房 政策課	<u>100-8959</u>	東京都千代田区霞が関3-2-2	(03) 5253-4111 —
文化庁	長官官房 政策課	<u>100-8959</u>	東京都千代田区霞が関3-2-2	(03) 6734-2806 (03) 6734-3811
厚生労働省	社会・援護局 総務課	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	(03) 3595-2612 (03) 3503-3099
農林水産省	大臣官房政策課 食料安全保障室	100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	(03) 6744-2368 (03) 6744-2396
林野庁	連絡先は農林水産省と同 様	<u>100-8952</u>	東京都千代田区霞が関1-2-1	(03) 6744-2368 (03) 6744-2396
水産庁	連絡先は農林水産省と同 様	<u>100-8907</u>	東京都千代田区霞が関1-2-1	(03) 6744-2368 (03) 6744-2396
経済産業省	大臣官房 総務課	100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	(03) 3501-1327 (03) 3501-1740
資源エネルギー庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞が関1-3-1	(03) 3501-2669 (03) 3501-2305
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	100-8912	東京都千代田区霞が関1-3-1	(03) 3501-1768 (03) 3501-6801

【指定行政機関等】(つづき)

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
国土交通省	危機管理室	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	(03) 5253-8888 (03) 5253-8891
国土地理院	総務部 総務課	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	(029) 864-6900 (029) 864-1807
観光庁	総務課	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253-8321 (03) 5253-1563
気象庁	総務部 総務課	100-8122	東京都千代田区大手町1-3-4	(03) 3214-7902 (03) 3211-2032
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	100-8989	東京都千代田区霞が関2-1-3	(03) 3591-9822 (03) 3580-8778
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞が関1-2-2	(03) 3580-1373 (03) 3509-6485
原子力規制委員会	総務課	106-8450	東京都港区六本木1-9-9	(03) 5114-2114 (03) 5114-2173
防衛省	運用企画局 事態対処課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町5-1	(03) 3268-3111 (03) 5229-2136
防衛装備庁	管理部 総務課	162-8870	東京都新宿区市谷本村町5-1	(03) 3268-3111 二

【指定地方行政機関等】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	540-0012	大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	(06) 6944-1234 (06) 6945-4489
近畿財務局	総務部 総務課	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館	(06) 6949-6390 (06) 6941-2893
近畿財務局 大津財務事務所	総務課	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 7 階	(077) 522-3765 (077) 525-3433
近畿厚生局	総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館	(06) 6942-2241 (06) 6946-1500
近畿農政局	企画調整室	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町	(075) 414-9036 (075) 414-9060
近畿農政局 滋賀県拠点	地方参事官室	520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階	(077) 522-4261 (077) 523-1824
近畿中国森林管理局	企画調整課	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	(06) 6881-3402 (06) 6881-3415
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館	(06) 6966-6001 (06) 6966-6071
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	管理課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1別館	(06) 6966-6061 (06) 6966-6095
近畿運輸局	総務部 総務課	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館	(06) 6949-6412 (06) 6949-6458
近畿運輸局 滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	524-0104	守山市木浜町2298-5	(077) 585-7253 (077) 584-2079
近畿地方整備局	企画部 防災課	540-8586	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館	(06) 6942-1141 (06) 6944-4741
大阪航空局	総務部 安全企画・保安対策課	540-8559	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館	(06) 6949-6212 (06) 6945-8460
大阪航空局 大阪空港事務所	—	560-0036	大阪府豊中市蛸池西町3-371	(06) 6843-1121 (06) 6843-1150

【指定地方行政機関等】（つづき）

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
大阪管区气象台	総務部 総務課	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76大阪合同庁舎第4号館	(06) 6949-6300 (06) 6949-6139
大阪管区气象台 彦根地方气象台	業務・危機管理官室	522-0068	彦根市城町2-5-25	(0749) 23-2582 (0749) 23-2588
近畿総合通信局	総務課	540-8795	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44大阪合同庁舎第1号館	(06) 6942-8503 (06) 6942-1849
滋賀労働局	総務課	520-0057	大津市御幸町6-6	(077) 522-6647 (077) 522-6442
大阪防衛施設局	総務部 総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67大阪合同庁舎第2号館	(06) 6945-4951 (06) 6945-7681
大阪税関	総務部 総務課	552-0021	大阪府大阪市港区築港4-10- 3大阪港湾合同庁舎	(06) 6576-3010 (06) 6571-7035
大阪税関京都税関支 署滋賀出張所	二	525-0032	草津市大路2-11-51	(077) 564-3410 (077) 564-3412
近畿地方環境事務所	総務課	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31大阪マーチャンダイズmartビル	(06) 4792-0700 (06) 4790-2800
陸上自衛隊 中部方面総監部	二	664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001 (内線2256) (当直内線2259)
陸上自衛隊 第3戦車大隊	第3係	520-1600	高島市今津町平郷995	(0740) 22-2581 (内線235) (当直内線249)
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	二	625-8510	京都府舞鶴市余部下1190	(0773) 62-2250 (内線2222) (当直内線2223)
航空自衛隊 中部航空方面隊	二	350-1394	埼玉県狭山市稲荷山2-3	(042) 953-6131 (内線2233) (当直内線2204)
自衛隊 滋賀地方協力本部	二	520-0806	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5階	(077) 524-6446 (077) 524-8401

② 関係県機関（県警察含む）

【県（知事部局、教育委員会）】

名 称	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号	メールアドレス
防災危機管理局 ※滋賀県国民保護協 議会事務局	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-3435 (077)528-6037	as0005@pref.shiga.lg.jp
知事公室 (広報課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-3041 (077)528-4803	koho@pref.shiga.lg.jp
総合企画部 (企画調整課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-3310 (077)528-4830	kikaku@pref.shiga.lg.jp
総務部 (人事課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-3150 (077)528-4815	bc00@pref.shiga.lg.jp
文化スポーツ部 (文化芸術振興課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-3341 (077)528-4833	sc00@pref.shiga.lg.jp
琵琶湖環境部 (環境政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-3351 (077)528-4844	de00@pref.shiga.lg.jp
健康医療福祉部 (健康福祉政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-3510 (077)528-4850	ea00@pref.shiga.lg.jp
商工観光労働部 (商工政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-3710 (077)528-4870	fa00@pref.shiga.lg.jp
農政水産部 (農政課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-3811 (077)528-4880	ga00@pref.shiga.lg.jp
土木交通部 (監理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-4111 (077)524-0943	ha00@pref.shiga.lg.jp
会計管理局 (管理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-4311 (077)528-4920	ka00@pref.shiga.lg.jp
企業庁 (経営課)	524-0201	野洲市吉川 3382	(077)589-4608 (077)589-4715	na01100@pref.shiga.lg.jp
病院事業庁 (経営管理課)	524-8524	守山市守山五丁目 4-30	(077)582-5079 (077)582-5697	nb00@pref.shiga.lg.jp
議会事務局 (総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-4080 (077)528-4940	gikai-s@pref.shiga.lg.jp
教育委員会 (教育総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077)528-4510 (077)528-4950	ma00@pref.shiga.lg.jp

【県（土木事務所）】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
南部土木事務所	経理用地課	525-8525	草津市草津三丁目14-75	(077) 567-5433 (077) 562-9234
甲賀土木事務所	経理用地課	528-8511	甲賀市水口町水口 6200	(0748) 63-6153 (0748) 63-1504
東近江土木事務所	経理用地課	527-8511	東近江市八日市緑町 7-23	(0748) 22-7733 (0748) 23-4163
湖東土木事務所	経理用地課	522-0071	彦根市元町 4-1	(0749) 27-2241 (0749) 23-3531
長浜土木事務所	経理用地課	526-0033	長浜市平方町 1152-2	(0749) 65-6636 (0749) 62-5065
高島土木事務所	経理用地課	520-1621	高島市今津町今津 1758	(0740) 22-6043 (0740) 22-6077

【県（県警察、その他）】

名称、担当部署等	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
警察本部(警備第二課)	520-8501	大津市打出浜1-10	(077)522-1231 (077)522-1231
草津警察署	525-0032	草津市大路2-11-16	(077)563-0110 —
草津警察署 手原駅前交番	520-3047	栗東市手原4-1-1	(077)552-1110 —
草津警察署 金勝警察官駐在所	520-3005	栗東市御園1866	(077)558-0312 —
草津警察署 栗東駅前交番	520-3031	栗東市縹2丁目6-7	(077)553-3865 —
滋賀県立総合病院	524-8524	守山市守山5-4-30	(077)582-5031 —
滋賀県立小児保健医療センター	524-0022	守山市守山5-7-30	(077)582-6200 (077)582-6304
南部流域下水道事務所	525-0066	草津市矢橋町字帰帆2108	(077)564-1900 (077)564-1903
しが県民芸術創造館(旧草津文化芸術会館) (県広域陸上輸送拠点)	525-0055	草津市野路町1681	(077)564-5815 (077)564-5851

③ 関係市町機関

【「災害時における相互応援・連携基本協定」(湖南総合調整協議会)締結市】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
草津市	総合政策部 危機管理課	525-8588	草津市草津3-13-30	(077) 561-2325 (077) 561-2482
守山市	危機管理局 危機管理課	524-8585	守山市吉身2-5-22	(077) 582-1119 (077) 583-3911
野洲市	市民部 危機管理課	520-2395	野洲市小篠原2100-1	(077) 587-6089 (077) 587-4033

【その他滋賀県内市町】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
大津市	総務部 危機・防災対策課	520-8575	大津市御陵町3-1	(077) 528-2616 (077) 522-4815
彦根市	危機管理課	522-0063	彦根市中央町2-26	(0749) 30-6150 (0749) 23-1777
長浜市	防災危機管理局	526-8501	長浜市八幡東町632	(0749) 65-6555 (0749) 65-8555
近江八幡市	市民部 危機管理課	523-8501	近江八幡市桜宮町236	(0748) 33-4192 (0748) 33-4193
甲賀市	総合政策部 危機管理課	528-8502	甲賀市水口町水口6053	(0748) 65-0665 (0748) 63-4554
湖南市	危機管理局 危機管理・防災課	520-3288	湖南市中央1-1	(0748) 71-2311 (0748) 72-2000
高島市	政策部危機管理局 防災課	520-1592	高島市新旭町北畑565	(0740) 25-8133 (0740) 25-8551
東近江市	総務部 防災危機管理課	527-8527	東近江市八日市緑町10-5	(0748) 24-5617 (0748) 24-0752
米原市	市民部 防災危機管理課	521-8601	米原市顔戸488-3	(0749) 52-6630 (0749) 52-6930
日野町	総務課	529-1698	蒲生郡日野町河原1-1	(0748) 52-6500 (0748) 52-2043
竜王町	生活安全課	520-2592	蒲生郡竜王町小口3	(0748) 58-3703 (0748) 58-2573
愛荘町	くらし安全環境課	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川72	(0749) 42-7680 (0749) 42-6090
豊郷町	総務課	529-1169	犬上郡豊郷町石畑375	(0749) 35-8112 (0749) 35-4575
甲良町	総務課	522-0244	犬上郡甲良町在士353-1	(0749) 38-3311 (0749) 38-3421
多賀町	総務課	522-0341	犬上郡多賀町多賀324	(0749) 48-8120 (0749) 48-0157

【行政組合、事務組合（消防機関）】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
湖南広域消防局	予防指導課	520-3024	栗東市小柿3-1-1	(077) 552-8825 (077) 552-0988
湖南広域消防局	中消防署	520-3024	栗東市小柿3-1-1	(077) 552-0119 (077) 552-8765
消防団詰所（電話番号のみ）			第1分団 第2分団 第3分団 第4分団	(077) 558-2919 (077) 553-1196 (077) 552-3582 (077) 551-0420
大津市消防局	警防課	520-8575	大津市御陵町3-1	(077) 525-9903 (077) 522-4657
甲賀広域行政組合 消防本部	警防課	528-0005	甲賀市水口町水口6218	(0748) 63-7931 (0748) 63-7940
東近江行政組合 消防本部	警防課	527-0037	東近江市東今崎町5-33	(0748) 22-7604 (0748) 23-0119
彦根市消防本部	警防課	522-0054	彦根市西今町415	(0749) 22-0119 (0749) 27-0119
湖北地域消防本部	警防課	526-0033	長浜市平方町1135	(0749) 62-0444 (0749) 65-4450
高島市消防本部	警防課	520-1655	高島市今津町日置前5150	(0740) 22-1234 (0740) 22-5199

【県外相互応援協定締結市】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
奈良県香芝市	市民環境部 生活安全課	639-0292	奈良県香芝市本町1397	(0745) 76-2001 (0745) 78-3830
福井県越前市	総務部 防災安全課	915-8530	福井県越前市府中1-13-7	(0778) 22-3013 (0778) 22-3056
愛知県知立市	危機管理局 安心安全課	472-8666	愛知県知立市広見3-1	(0566) 95-0160 (0566) 83-1141

④ その他の機関

【主な指定公共機関】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
西日本旅客鉄道 株式会社京都支社	総務課	601-8411	京都府京都市南区西九条北ノ内町5-5	(075)682-8004 (075)682-8013
	(電話番号のみ)		J R 草津駅 J R 守山駅 J R 栗東駅 J R 手原駅	(077)562-2065 (077)582-2040 (077)552-8520 (077)552-0016
東海旅客鉄道 株式会社	総務部東京総務室	108-8204	東京都港区港南2-1-85 JR 東海品川ビルA棟	(03) 6711-9607 (03) 6711-9712
西日本電信電話株式 会社滋賀支店	災害対策担当	520-8588	大津市浜大津1-1-26	(077)510-0961 (077)510-0959
西日本高速道路株式 会社関西支社	管理事業部 管理事業統括チーム	530-0003	大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ内	(06)6344-8207 (06)6344-8247
日本赤十字社 滋賀県支部	事業推進課	520-0044	大津市京町4-3-38 滋賀合同ビル内	(077)522-6758 (077)523-4502
日本放送協会 大津放送局	編成企画	520-0806	大津市打出浜3-30	(077)521-3088 (077)521-3089
日本通運株式会社 大津支店	総務課	520-3017	栗東市六地藏1070-1	(077)554-9781 (077)554-9786
関西電力株式会社 滋賀支社		520-8570	大津市におの浜4-1-51	(077)522-2611 (077)527-5809
大阪ガス株式会社 京滋導管部	計画チーム	600-8815	京都府京都市下京区中堂寺栗田町1	(075)315-8942 (075)315-8993
日本郵便株式会社 近畿支社	大津中央郵便局 総務課	520-8799	大津市打出浜1-4	(077)524-2002 (077)522-0522
	栗東郵便局 総務課	520-3099	栗東市安養寺2-3-13	(077)553-8249 (077)554-1448
	治田郵便局	520-3013	栗東市目川524-2	(077)552-1903 (077)552-6386
	栗東高野郵便局	520-3045	栗東市高野277-4	(077)553-7947 —
	金勝郵便局	520-3005	栗東市御園991-4	(077)558-1919 (077)558-2961
	大宝郵便局	520-3031	栗東市糺5-15-18	(077)552-1904 (077)552-8455
	六地藏郵便局	520-3031	栗東市六地藏4-10-5	(077)552-2188 —
株式会社N T T ド コモ関西支社		530-0001	大阪府大阪市北区梅田1-10-1	(06)6457-8621 (06)6457-4326

【主な指定地方公共機関】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
一般社団法人 滋賀県医師会		520-3031	栗東市糺一丁目10-7医協ビル内	(077)514-8711 (077)552-9933
一般社団法人滋賀県 LPガス協会		520-0807	大津市松本1-2-20 農業教育情報センター内	(077)523-2892 (077)523-2884
一般社団法人 滋賀県トラック協会	総務課	524-0104	守山市木浜町2298-4	(077)585-8080 (077)585-8015
びわ湖放送株式会社		520-8585	大津市鶴の里16-1	(077)524-0151 (077)524-0167
滋賀県土地改良事業 団体連合会	総務課	521-1224	東近江市林町601	(0748)42-4806 (0748)42-5574
滋賀交通株式会社		520-0051	大津市梅林1-3-10	(077)526-3111 (077)526-3230
帝産湖南交通株式会 社	路線バス事業部	525-0042	草津市山寺町188	(077)562-3020 (077)565-8162
株式会社エフエム滋 賀	編成制作部	520-0818	大津市西の庄19-10	(077)527-0830 (077)527-0840
株式会社京都放送	滋賀支社	520-0044	大津市京町4-3-33 滋賀プレスビル3階	(077)522-8317 (077)522-8355

【指定緊急避難場所・指定避難所】

学区	名 称	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号	備 考
金勝 トレセン	金勝小学校	栗東市御園911-1	(077) 558-0150 (077) 558-0304	緊急避難場所 避難所
	金勝幼稚園（幼児園）	栗東市御園1009-1	(077) 558-0829 (077) 558-0829	緊急避難場所 避難所
	金勝第1保育園（幼児園）	栗東市御園1009-1	(077) 558-0250 (077) 558-0250	緊急避難場所 避難所
	金勝第2保育園	栗東市御園1028	(077) 558-0068 (077) 558-0068	緊急避難場所
	コミュニティセンター金勝	栗東市御園982	(077) 558-1100 (077) 558-0079	緊急避難場所 避難所
	金勝児童館	栗東市御園983	(077) 558-3527 (077) 558-3527	緊急避難場所
	JRA・トレセン厚生会館	栗東市御園1028	(077) 558-0459 (077) 558-0459	緊急避難場所 避難所
	荒張スポーツ広場	栗東市荒張669		緊急避難場所
治田	治田小学校	栗東市坊袋77	(077) 552-0449 (077) 552-5492	緊急避難場所 避難所
	治田幼稚園	栗東市目川871-2	(077) 552-2756 (077) 552-2756	緊急避難場所
	治田保育園	栗東市坊袋162	(077) 552-1079 (077) 552-1079	緊急避難場所
	治田児童館	栗東市目川871-1	(077) 551-1431 (077) 551-1431	緊急避難場所
	コミュニティセンター治田	栗東市坊袋161-1	(077) 554-0050 (077) 553-5698	緊急避難場所 避難所
	栗東市民体育館	栗東市川辺390-1	(077) 553-4321 (077) 553-4379	緊急避難場所
治田東	栗東中学校	栗東市安養寺6-6-15	(077) 552-4359 (077) 552-4354	緊急避難場所 避難所
	治田東小学校	栗東市安養寺147	(077) 553-3771 (077) 553-3774	緊急避難場所 避難所
	コミュニティセンター治田東	栗東市安養寺205	(077) 554-6110 (077) 554-6111	緊急避難場所 避難所
	治田東幼稚園（幼児園）	栗東市安養寺6-7-29	(077) 552-1717 (077) 552-1717	緊急避難場所 避難所
	学習支援センター	栗東市安養寺3-1-1	(077) 551-0145 (077) 552-5544	緊急避難場所
	治田東保育園（幼児園）	栗東市安養寺6-7-12	(077) 554-0054 (077) 554-0054	緊急避難場所、 避難所
	栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館	栗東市安養寺190	(077) 554-6100 (077) 554-6101	緊急避難場所
治田西	治田西小学校	栗東市小柿1-5-21	(077) 553-2017 (077) 553-2022	緊急避難場所 避難所
	治田西幼稚園（幼児園）	栗東市中沢1-6-3	(077) 553-4641 (077) 553-4641	緊急避難場所 避難所
	治田西保育園（幼児園）	栗東市中沢1-4-22	(077) 553-4651 (077) 553-4651	緊急避難場所 避難所
	コミュニティセンター治田西	栗東市小柿5-1-8	(077) 553-7633 (077) 553-0650	緊急避難場所 避難所
	治田西スポーツセンター	栗東市小柿1-1-11	(077) 554-0169 (077) 554-0169	緊急避難場所
	栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館	栗東市小柿1-10-10	(077) 554-1004 (077) 554-1066	緊急避難場所 避難所

【指定緊急避難場所・指定避難所】(つづき 1)

学区	名 称	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号	備 考
葉山東	葉山東小学校	栗東市小野320	(077) 553-8300 (077) 553-8314	緊急避難場所 避難所
	葉山東幼稚園 (幼児園)	栗東市小野460-1	(077) 553-9110 (077) 553-9110	緊急避難場所 避難所
	葉山東保育園 (幼児園)	栗東市小野465-1	(077) 553-9102 (077) 553-9102	緊急避難場所 避難所
	葉山中学校	栗東市六地藏888	(077) 554-0030 (077) 554-0059	緊急避難場所 避難所
	葉山東児童館	栗東市小野480-1	(077) 552-6149 (077) 552-6249	緊急避難場所
	コミュニティセンター葉山東	栗東市六地藏714-1	(077) 553-2566 (077) 553-6172	緊急避難場所 避難所
葉山	葉山小学校	栗東市高野310	(077) 552-0018 (077) 552-5479	緊急避難場所 避難所
	葉山幼稚園 (幼児園)	栗東市高野289	(077) 552-4864 (077) 552-4864	緊急避難場所 避難所
	葉山保育園 (幼児園)	栗東市高野289	(077) 552-0079 (077) 552-0079	緊急避難場所 避難所
	葉山児童館	栗東市高野568-1	(077) 553-8796 (077) 553-8796	緊急避難場所
	コミュニティセンター葉山	栗東市高野622-1	(077) 553-4911 (077) 553-0300	緊急避難場所 避難所
	栗東市やすらぎの家 (老人福祉センター)	栗東市出庭700-1	(077) 554-0606 (077) 554-0870	緊急避難場所
	野洲川体育館	栗東市出庭2083	(077) 553-1006 (077) 553-1006	緊急避難場所
	高野公園	栗東市高野727		緊急避難場所
大宝	大宝小学校	栗東市縹7-14-19	(077) 552-2279 (077) 552-5495	緊急避難場所 避難所
	大宝幼稚園	栗東市縹8-16-9	(077) 552-1698 (077) 552-1698	緊急避難場所
	大宝児童館	栗東市縹6-13-10	(077) 551-1950 (077) 551-1950	緊急避難場所
	コミュニティセンター大宝	栗東市縹7-9-21	(077) 553-1900 (077) 553-0310	緊急避難場所 避難所
	栗東西中学校	栗東市縹4-13-47	(077) 553-9101 (077) 553-9103	緊急避難場所 避難所
	大宝公園	栗東市縹7-5-5		緊急避難場所
大宝東	栗東芸術文化会館	栗東市縹2-1-28	(077) 551-1455 (077) 551-2272	緊急避難場所 避難所
	大宝東小学校	栗東市野尻502-1	(077) 551-2300 (077) 551-2301	緊急避難場所 避難所
	大宝カナリヤ保育園	栗東市野尻584	(077) 552-2088 (077) 552-2088	緊急避難場所
	大宝幼稚園分園	栗東市縹3-3-6	(077) 551-5242 (077) 551-5242	緊急避難場所

【指定緊急避難場所・指定避難所】（つづき２）

学区	名 称	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号	備 考
大宝西	大宝西小学校	栗東市霊仙寺4-2-55	(077) 554-1400 (077) 554-1401	緊急避難場所 避難所
	大宝西幼稚園	栗東市霊仙寺5-6-19	(077) 553-3788 (077) 553-3788	緊急避難場所
	大宝西保育園	栗東市十里400	(077) 553-6990 (077) 553-6990	緊急避難場所
	コミュニティセンター大宝西	栗東市霊仙寺4-2-63	(077) 554-1477 (077) 554-1376	緊急避難場所 避難所
	大宝西児童館	栗東市霊仙寺4-2-66	(077) 552-7240 (077) 552-7240	緊急避難場所
	ひだまりの家	栗東市十里399-3	(077) 552-1000 (077) 552-1154	緊急避難場所 避難所
	十里体育館	栗東市十里405-1	(077) 553-1701	緊急避難場所

【その他市の施設、市内の施設等】

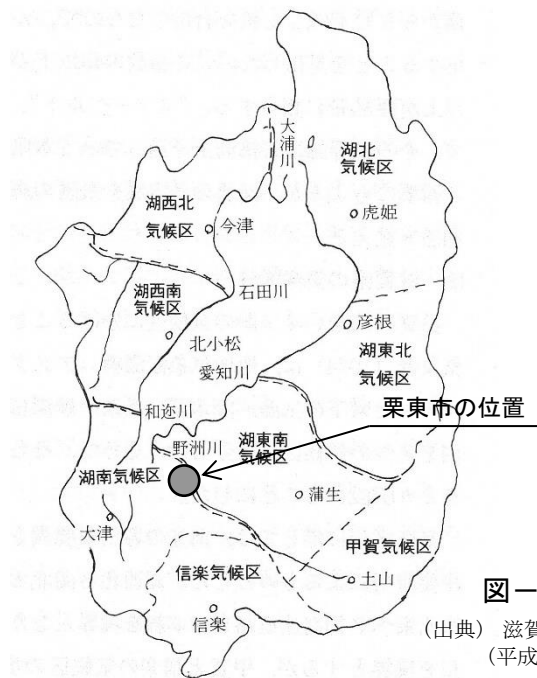
名 称	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号	備 考
栗東市環境センター	栗東市六地藏31	(077) 553-1901 (077) 552-5933	
栗東市立学校給食共同調理場	栗東市川辺189-1	(077) 552-0001 (077) 552-8413	
栗東市出土文化財センター	栗東市下戸山47	(077) 553-3359 (077) 553-3514	
栗東自然観察の森	栗東市安養寺178-2	(077) 554-1313 (077) 554-1662	
栗東歴史民俗博物館	栗東市小野223-8	(077) 554-2733 (077) 554-2755	
栗東市立図書館	栗東市小野223	(077) 553-5700 (077) 554-0792	
栗東市立栗東西図書館	栗東市縹2-4-5	(077) 554-2401 (077) 554-2501	
滋賀県立栗東高等学校	栗東市小野618	(077) 553-3350 (077) 554-1537	
滋賀県立国際情報高等学校	栗東市小野36	(077) 554-0600 (077) 554-1539	
滋賀県立聾話学校	栗東市川辺664	(077) 552-1380 (077) 554-1538	
滋賀県工業技術総合センター	栗東市上砥山232	(077) 558-1500 (077) 558-1373	
済生会滋賀県病院	栗東市大橋2-4-1	(077) 552-1221 (077) 553-8259	
滋賀県立栗東体育館	栗東市上鉤514	(077) 551-1030 (077) 551-1018	
滋賀県陸上輸送協同組合	栗東市手原8-1-5	(077) 552-2385 (077) 553-6456	
栗東市農業協同組合	栗東市安養寺8-2-13	(077) 552-0531 (077) 552-3137	
栗東市商工会	栗東市手原3-1-25	(077) 552-0661 (077) 553-5263	

【その他】

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
滋賀県市長会	事務局	520-0044	大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 524-4610 (077) 523-2354
滋賀県町村会	事務局	520-0807	大津市松本1-2-1 滋賀県大津合同庁舎内	(077) 526-2222 (077) 526-1279
公益財団法人 滋賀県消防協会	事務局	520-0044	大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 522-1965 (077) 526-1039
一般社団法人 滋賀県歯科医師会	事務局	520-0044	大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 523-2787 (077) 523-2788
一般社団法人 滋賀県薬剤師会	事務局	525-0072	草津市笠山7-4-52	(077) 565-3535 (077) 563-9033
公益社団法人 滋賀県看護協会	事務局	525-0032	草津市大路2-11-51	(077) 564-6468 (077) 562-8998
一般社団法人 滋賀県病院協会	事務局	520-0044	大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 525-7525 (077) 525-5859
公益社団法人 滋賀県私立病院協会	事務局	520-0232	大津市真野1-12-30	(077) 572-3825 (077) 573-8726
一般社団法人 滋賀県バス協会	事務局	524-0104	守山市木浜町2298-4	(077) 585-8333 (077) 585-8335
湖南広域休日急病診療所		520-3046	栗東市大橋2-7-3	(077) 551-1599 (077) 551-1600
草津年金事務所		525-0026	草津市渋川1-1-50	(077) 564-4311 —

2. 栗東市の地理的、社会的特徴(本編p10～11)

① 気候関係資料



図一 滋賀県の気候区分図

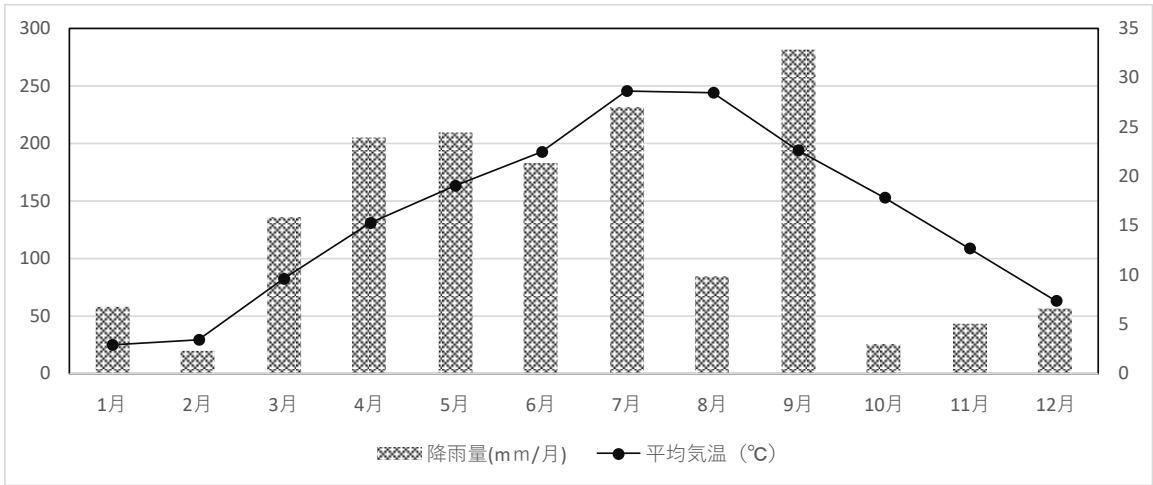
(出典) 滋賀県自然保護財団発行「滋賀県自然誌」
(平成3年)

表一 栗東市の気象観測値

資料：湖南広域行政組合

年	気温 (°C)			湿度 (%)			風速 (m/s)			最多 風向	降水量 (mm)
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	瞬間最大	平均		
H28	36.2	-3.8	16.2	99.6	15.6	78.1	10.4	28.2	2.3	北東	1403.5
H29	36.4	-3.9	15.0	99.9	13.0	66.8	20.1	45.7	2.8	北北西	1496.5
H30	38.7	-5.2	15.8	99.9	11.9	67.6	27.2	53.8	2.8	北東	1531.0

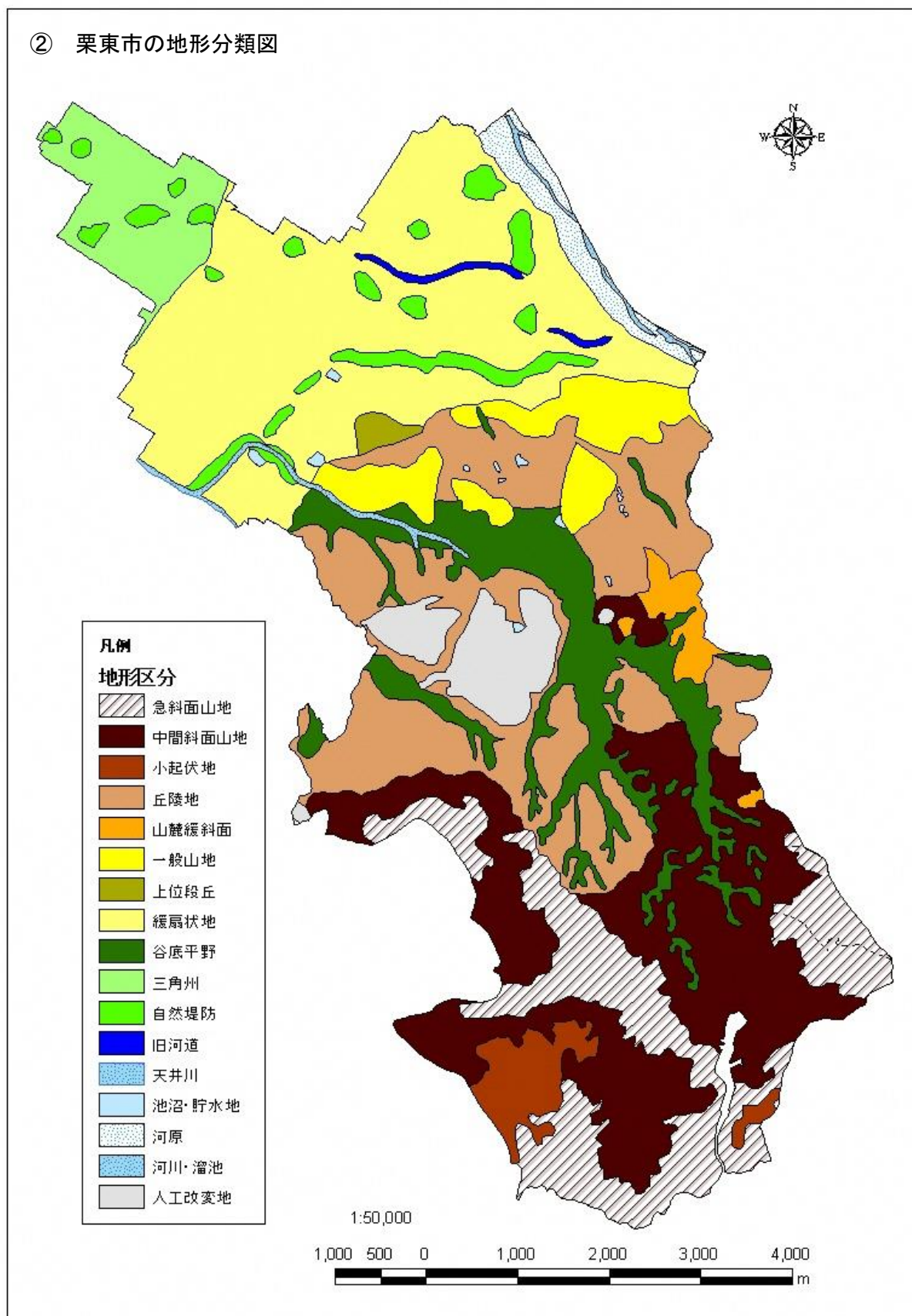
(出典) 平成30年度栗東市統計書



図一 気候の年間変化 (平成30年観測値)

資料：湖南広域行政組合 (出典) 平成30年度栗東市統計書

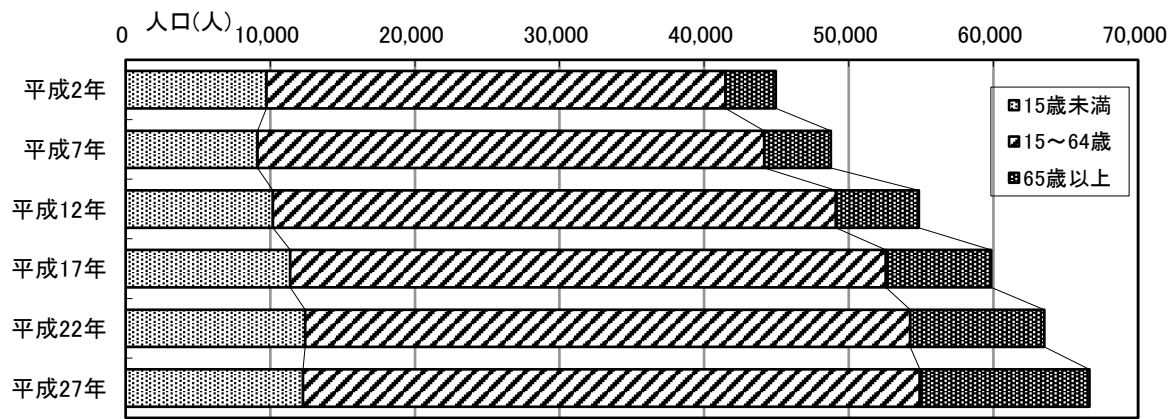
② 栗東市の地形分類図



図一 栗東市の地形分類図

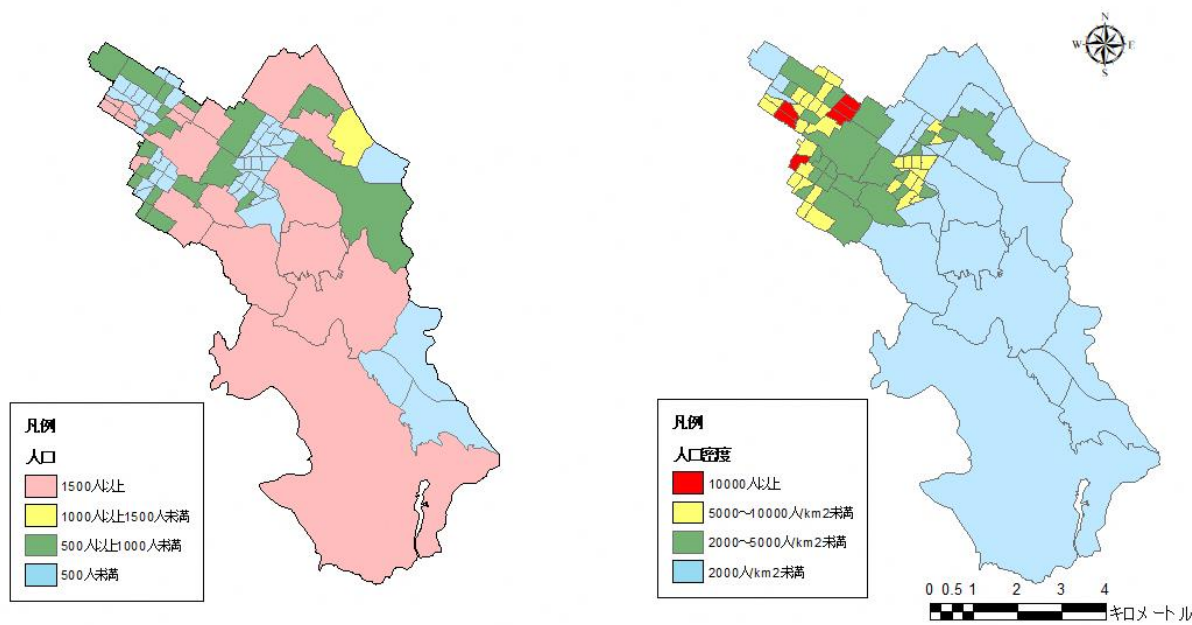
(注) この図は、国土調査による1/50,000土地分類基本調査(地形分類図)「近江八幡」「水口・上野」「京都東北部・京都東南部」滋賀県(1981～1984)を使用して作成したものである。〔栗東市地域防災計画防災アセスメント調査委託業務報告書〕(平成18年3月)より転用)

③ 栗東市の人口統計に関する資料



資料：国勢調査（出典）平成30年度栗東市統計書

図一 栗東市の人口の推移



町丁目別人口分布図

町丁目別人口密度分布図

図一 栗東市の人口分布等

(注) この図は、令和元年10月1日現在：住民基本台帳を基に作成したものである。

表一 栗東市の流入・流出口口（平成27年国勢調査）

区 分	流 出			流 入		
	栗東市に常住の 就業者・通学者	市内で 従業・通学	流出口口[%]	栗東市で就 業・ 通学する者	左のうち 市内に住む者	流入人口[%]
総 数	36,337	14,175	22,162(61.0)	35,462	14,175	20,979(59.2)
就業者	32,798	13,310	19,488(59.4)	33,640	13,310	20,330(60.4)
通学者	3,539	865	2,674(75.6)	1,822	865	957(52.5)

表一 栗東市学区別人口

(令和元年10月1日現在)

〈治田〉

町丁目	男	女	計	世帯数
下戸山	1,334	1,335	2,669	979
岡	576	552	1,128	533
目川	1,386	1,413	2,799	1,079
坊袋	524	527	1,051	446
川辺	1,596	1,634	3,230	1,305
安養寺一丁目	207	219	426	196
安養寺二丁目	188	212	400	192
安養寺三丁目	166	181	347	144
安養寺四丁目	144	145	289	126
安養寺五丁目	446	483	929	364
安養寺六丁目	117	130	247	99
安養寺七丁目	222	190	412	198
安養寺八丁目	68	69	137	59
安養寺	300	301	601	178
上鈎	713	696	1,409	612
下鈎	1,980	1,907	3,887	1,712
小柿一丁目	165	150	315	144
小柿二丁目	178	179	357	155
小柿三丁目	128	107	235	94
小柿四丁目	179	176	355	142
小柿五丁目	408	373	781	354
小柿六丁目	237	257	494	242
小柿七丁目	191	183	374	167
小柿八丁目	86	111	197	90
小柿九丁目	285	301	586	247
小柿十丁目	340	350	690	311
中沢一丁目	113	136	249	115
中沢二丁目	777	725	1,502	664
中沢三丁目	505	506	1,011	353
小計	13,559	13,548	27,107	11,300

〈金勝〉

町丁目	男	女	計	世帯数
御園	1,553	1,468	3,021	1,213
上砥山	854	761	1,615	701
荒張	1,001	943	1,944	684
井上	60	58	118	43
東坂	72	75	147	49
観音寺	31	38	69	25
小計	3,571	3,343	6,914	2,715

〈小学区別集計表〉

学区名	男	女	計	世帯数
金勝学区	3,477	3,232	6,709	2,633
葉山学区	3,960	3,788	7,748	3,434
葉山東学区	3,651	3,792	7,443	2,940
治田学区	5,069	5,093	10,162	4,226
治田東学区	3,627	3,756	7,383	2,931
治田西学区	4,912	4,745	9,657	4,179
大宝学区	4,479	4,582	9,061	3,471
大宝東学区	2,919	3,056	5,975	2,280
大宝西学区	2,879	3,046	5,925	2,247
市域合計	34,973	35,090	70,063	28,341

〈葉山〉

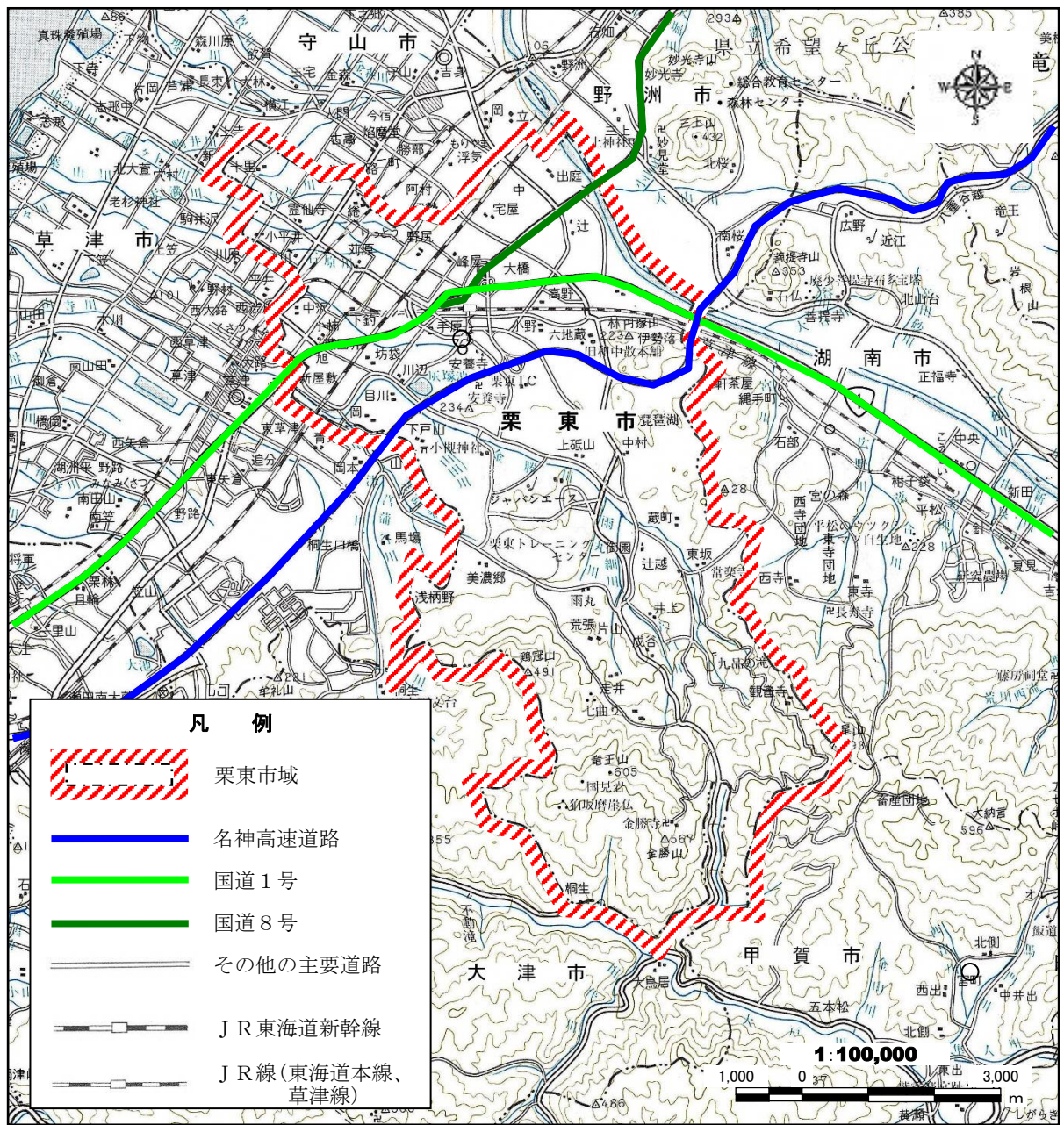
町丁目	男	女	計	世帯数
伊勢落	111	107	218	89
林	705	671	1,376	543
六地藏	407	412	819	309
小野	1,477	1,554	3,031	1,175
手原一丁目	250	261	511	180
手原二丁目	184	211	395	226
手原三丁目	176	180	356	147
手原四丁目	129	132	261	98
手原五丁目	162	181	343	138
手原六丁目	3	0	3	3
手原七丁目	87	87	174	93
手原八丁目	27	13	40	22
大橋一丁目	153	152	305	129
大橋二丁目	15	14	29	25
大橋三丁目	0	0	0	0
大橋四丁目	243	215	458	243
大橋五丁目	161	163	324	137
大橋六丁目	154	134	288	172
大橋七丁目	44	44	88	37
出庭	1,014	1,037	2,051	855
辻	548	488	1,036	460
高野	1,465	1,413	2,878	1,210
小計	7,515	7,469	14,984	6,291

〈大宝〉

町丁目	男	女	計	世帯数
蜂屋	412	419	831	298
野尻	813	827	1,640	624
縄一丁目	500	558	1,058	431
縄二丁目	710	776	1,486	572
縄三丁目	1,365	1,422	2,787	1,023
縄四丁目	255	228	483	192
縄五丁目	326	314	640	262
縄六丁目	268	277	545	238
縄七丁目	257	274	531	189
縄八丁目	310	353	663	279
縄九丁目	277	290	567	217
縄十丁目	283	271	554	218
苅原	741	748	1,489	530
笠川	343	351	694	252
小平井一丁目	512	555	1,067	414
小平井二丁目	499	488	987	435
小平井三丁目	497	482	979	324
小平井四丁目	243	251	494	164
霊仙寺一丁目	202	237	439	186
霊仙寺二丁目	160	171	331	138
霊仙寺三丁目	52	53	105	33
霊仙寺四丁目	70	81	151	57
霊仙寺五丁目	133	144	277	78
霊仙寺六丁目	195	248	443	167
小計	9,423	9,818	19,241	7,321

資料：住民基本台帳＋外国人登録

④ 栗東市の交通網に関する資料



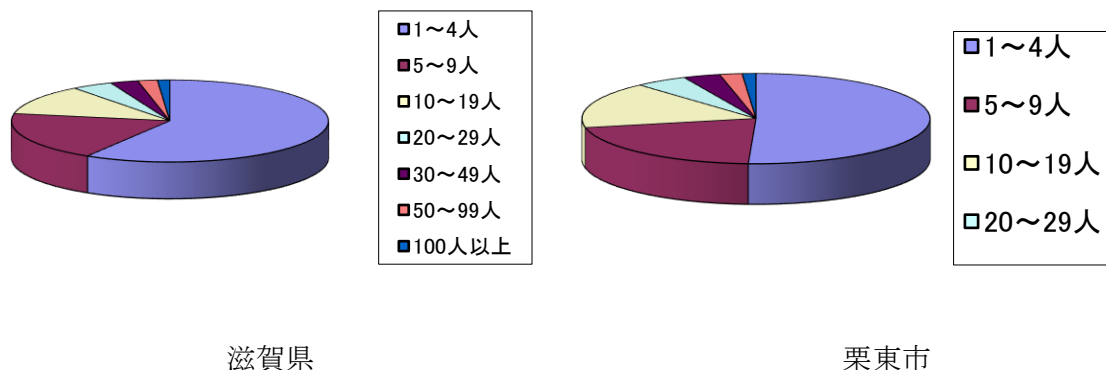
図一 栗東市域の交通網

表一 主要道路交通量等に関する統計値等(主要地方道以上の道路)

区分	路線名 ()内は路線番号	交通量(台 /24時間)	備 考
高速自動車国道	名神高速道路	64,560	東名・名神高速道路-栗東IC間
一般国道	1 号	41,635	大津能登川長浜線～栗東市・草津市境
一般国道	8 号	22,219	野洲市・栗東市境～守山栗東線
主要地方道	(2)大津能登川長浜線	20,499	一般国道1号～栗東市・草津市境
主要地方道	(11)守山栗東線	17,504	一般国道8号～一般国道1号
主要地方道	(12)栗東信楽線	9,084	石部草津線～栗東市・大津市境
主要地方道	(31)栗東志那中線	8,324	大津能登川長浜線～栗東市・草津市境
主要地方道	(55)上砥山上鈎線	14,219	栗東信楽線～一般国道1号

資料：平成27年度全国道路・街路交通情勢調査

⑤ その他の社会的特徴関係資料



図一 規模別事業所数の割合

(出典) 総務省統計局「経済センサス-活動調査」(平成28年(2016年) 6月1日現在)

表一 栗東市の水道事業概要

○主な浄水場（水源地）

施設	計画給水量 (m ³ /日)	建設年度
出庭水源地	9,800	1967 (2016更新)
十里水源地	5,300	1975
金勝水源地	2,164	1975
観音寺水源地	37	1970

○主な県水受水池

施設	容量 (m ³)	建設年度
第1高区受水池	4,000	1992

○主な配水池

施設	配水池能力 (m ³)	建設年度
低区配水池第1配水池	10,000	2002
低区配水池第3配水池	5,280	1980
第1高区配水池第1配水池	1,000	1967
第1高区配水池第2配水池	1,570	1972
第2高区配水池第1配水池	180	1967
第2高区配水池第2配水池	300	1975
第3高区配水池	45	1967

○主な加圧ポンプ場

施設	受水池容量 (m ³)	ポンプ棟建設年度
第1高区加圧ポンプ場	低区配水池兼用	2002
第2高区加圧ポンプ場	800	1967
第3高区加圧ポンプ場	14	1967
第4高区加圧ポンプ場	140	1996

(出典) 栗東市水道事業経営戦略 (平成30年3月)

3. 栗東市の各部課室における平素の業務(本編p19)

表一 栗東市の各部課室における平素の業務

部 名	課(所属)名	平素の業務
市民政策部	<u>元気創造政策課</u>	<u>国県要望、一般要望に関すること。</u>
	<u>秘書広報課</u>	秘書、国民保護・災害関係の広報活動、報道機関との連絡調整に関すること。
	財政課	庁舎施設の使用・管理・運用及び災害対策、災害時の車両等の確保及び配車、市有財産の災害対策、国民保護措置の実施に要する物品・費用等の災害予算に関すること。
	<u>自治振興課</u>	コミュニティセンター・ボランティア活動の支援、備蓄食料及び物資の調達、各種団体との連絡調整、外国人に対する相談・広報・避難及び安否情報収集体制の整備等に関すること。
	危機管理課	国民保護計画・体制の見直し、国民保護協議会、国民保護措置における訓練の計画及び実施、関係機関及び部局間の連絡調整、自主防災組織との連絡調整、避難施設の運営体制の整備、災害時物資の備蓄及び安定供給、特殊標章の交付管理、湖南広域行政組合との連絡調整に関すること。
総務部	総務課	国民保護計画の情報公開、職員の服務・動員・派遣・要請及び受入、住民基本データベースの保守、国民保護及び災害関係文書の受付・配布及び発送、公務災害補償に関すること
	税務課	災害に伴う市税減免等の対策に関すること。他課実施事項の応援。
	人権政策課	人権尊重の視点の確保に関すること。
	<u>ひだまりの家</u>	<u>ひだまりの家施設に関すること。</u>
	総合窓口課	転出入の取り扱い、埋火葬に関すること。他課実施事項の応援。
福祉部	<u>社会福祉課</u>	社会福祉協議会活動の支援、日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整、災害救助の全般に関すること。
	<u>保険年金課</u>	<u>他課実施事項の応援。</u>
	<u>障がい福祉課</u>	<u>障がい者の安全確保及び支援に関すること。</u>
	長寿福祉課	高齢者の安全確保及び支援に関すること。
子ども・健康部	健康増進課	保健衛生事業の企画調整、医療・医薬品等の供給体制の整備、感染症等の予防、保健所との調整に関すること。
	<u>子育て応援課</u>	<u>他課実施事項の応援。</u>
	<u>子ども発達支援課</u>	<u>他課実施事項の応援。</u>
	幼児課	乳幼児・園児の安全確保及び支援、園及び児童館の維持管理及び災害対策に関すること。
環境経済部	<u>環境政策課</u> <u>環境センター</u>	災害時における環境衛生、環境汚染の防止及び廃棄物処理に係る調整、清掃及び防疫、危険物の流出・飛散等への災害対策、畜犬の把握、消費生活の指導及び相談に関すること。
	農林課	農地・農業用施設の災害復旧及び防災事業、農作物の災害対策、自然公園等林業施設の環境保全及び維持管理、農業関係団体との連絡調整、農業用水利施設及びため池の災害対策、災害復旧用木材の調整、農薬・肥料の適正な保管管理指導に関すること。
	<u>農業委員会事務局</u>	<u>他課実施事項の応援。</u>

表一 栗東市の各部課室における平素の業務（つづき）

部 名	課(所属)名	平素の業務
環境経済部	商工観光労政課	経済及び商工団体との連絡調整、事業所及び商工業関係団体の災害対策、物資輸送手段の確保及び手配、観光客に対する観光情報の提供及び広報宣伝、観光施設等との連絡調整に関すること。
建設部	道路・河川課	道路・河川及び橋梁状況の把握及び災害対策に関すること。
	土木管理課	市有・その他の建築物の状況把握及び災害予防、災害対策用工事資材の調達及び管理、崖崩れ・土石流危険箇所の把握及び災害対策、 <u>急傾斜地の対策事業</u> 、水防の全体的な企画及び実施に関すること。
	<u>国・県事業対策課</u>	<u>県道・国道及び高速道路の調整、国・県河川の調整に関すること</u>
	交通政策課	公共交通機関等関係公署との連絡調整、道路交通事情の把握、交通安全施設の新設及び維持補修に関すること。
	都市計画課	都市計画・都市開発に係る総合企画、児童遊園・一般公園・野洲川運動公園施設及び都市公園施設等の保全及び維持管理に関すること。
	<u>住宅課</u>	<u>市営住宅の災害対策に関すること。</u>
上下水道事業所	上下水道課	飲料水の供給及び確保、水道施設の構造把握、公共下水道施設の状況把握と維持管理、流域下水道施設の災害対応能力の強化、下水道施設に係る関係機関との調整に関すること。
教育部 (教育委員会)	<u>教育総務課</u>	災害時における教育行政の総合調整、学校・園等教育施設の維持管理、教育財産の管理、教育施設の災害対策及び避難所の開放、情報収集伝達体制の整備、教育委員会職員に関すること。
	<u>学校給食共同調理場</u>	<u>学校給食施設の災害対策</u>
	学校教育課	園児・児童生徒の安全の確保及び支援、教職員の災害対策のための動員派遣、学校教職員の応急救護訓練に関すること。
	生涯学習課	社会教育関係団体等の連絡調整、青少年教育施設及び社会教育施設の維持管理及び災害対策、文化財の災害対策、文化施設等の災害時に備えた適正な管理運営に関すること。
	人権教育課 <u>スポーツ文化振興課</u> <u>図書館</u>	他課実施事項の応援。
その他の組織	議会事務局	災害に伴う議会運営に関すること。他課実施事項の応援。
	<u>監査委員事務局</u>	<u>他課実施事項の応援。</u>
	会計課	国民保護措置の実施に要する物品・費用等の購入・出納に関すること。

部課室名等は、令和元年度栗東市組織図に基づくものであり、施設等(学校、図書館等)を除く。

省略課等：コミュニティセンター（市民政策部）、保育園・幼稚園、児童館、地域子育て支援センター（こども・健康部）、幼稚園・幼児園、小学校・中学校、歴史民俗博物館（教育委員会）においては、災害時に備えた適正な管理運営を行うこととする。

4. 栗東市対策本部組織表及び各班の任務分担表(本編p21、47)

《組織図》

対策本部		本部事務局（市民政策部危機管理課）	
<u>本部長</u>	<u>市長</u>	<u>事務局長</u>	<u>危機管理課長</u>
<u>副本部長</u>	<u>副市長、教育長</u>	<u>各部局の 事務局員</u>	<u>各部局内の課長補佐級職員 （課長補佐級がない課は係 長級職員）</u>
<u>統括管理</u>	<u>危機管理監</u>		
<u>本部員</u>	<u>総務部長</u>		
	<u>福祉部長</u>		
	<u>子ども・健康部長</u>		
	<u>環境経済部長</u>		
	<u>建設部長、建設部技監</u>		
	<u>議会事務局長</u>		
	<u>教育部長</u>		
	<u>中消防署長</u>		
<u>消防団長</u>			
<u>各部各班</u>			

《各部の構成》

部名等	班名(所属名)
議会事務局	議会班(議事課)
市民政策部	本部事務局(危機管理課)
	元気創造政策班(元気創造政策課)、秘書広報班(秘書広報課)
	財政班(財政課)
	自治振興班(自治振興課)
総務部	総務班(総務課)
会計課	税務班(税務課)
監査委員事務局	人権政策班(人権政策課)、ひだまりの家班(ひだまりの家)
	総合窓口班(総合窓口課)
	会計班(会計課)、監査委員事務局班(監査委員事務局)
福祉部	社会福祉班(社会福祉課)、障がい福祉班(障がい福祉課)、保 険年金班(保険年金課)、長寿福祉班(長寿福祉課)
子ども・健康部	健康増進班(健康増進課)、子育て応援班(子育て応援課)、子 ども発達支援班(子ども発達支援課)、幼児班(幼児課)
環境経済部	環境政策班(環境政策課)、環境センター班(環境センター)
農業委員会事務局	農林班(農林課)、農業委員会事務局班(農業委員会事務局)
	商工観光労政班(商工観光労政課)
建設部	道路・河川班(道路・河川課)、土木管理班(土木管理課)、交 通政策班(交通政策課)、国・県事業対策班(国・県事業対策 課)、都市計画班(都市計画課)
	住宅班(住宅課)
上下水道事業所	上下水道班(上下水道課)
教育部	教育総務班(教育総務課)、 学校給食共同調理場班(学校給食共同調理場)
	学校教育班(学校教育課)、人権教育班(人権教育課)
	生涯学習班(生涯学習課)、スポーツ・文化振興班(スポーツ文 化振興課)、図書館班(図書館)
災害活動部	中消防署

《各班の任務分担表》

表一 栗東市対策本部各班の任務分担

部	班	分担任務
議会事務局 8議会事務局長)	議会班 (議事課長)	1. 災害に伴う議会運営に関する事 2. 災害に伴う議員の行事に関する事
市民政策部 (危機管理監)	本部事務局 (危機管理課長)	1. 栗東市国民保護協議会に関する事 2. 栗東市対策本部事務局の連絡調整に関する事 3. 自衛隊派遣要請に関する事 4. 防災配備の連絡調整に関する事 5. 特殊標章等の交付及び管理に関する事
	元気創造政策班 (元気創造政策課長) 秘書広報班 (秘書広報課長)	1. 関係機関への陳情要請に関する事 2. 滋賀県対策本部等への連絡に関する事 3. 視察見舞のための来庁者へ接遇に関する事 4. 国民保護・災害関係の広報活動に関する事 5. 報道機関との連絡調整に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 国民保護措置の実施に要する物品・費用等の災害予算に関する事 2. 市有財産の災害対策に関する事 3. 庁舎施設の使用・管理・運用及び災害対策に関する事 4. 災害時の車両等の確保及び配車に関する事
	自治振興班 (自治振興課長)	1. ボランティア関係団体との連絡調整に関する事 2. ボランティアの受入・外国人に関する事 3. 備蓄食料及び物資の調達に関する事 4. 災害活動に協力する女性団体の連絡調整に関する事 5. 管轄する私立建築物に関する事
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	1. 職員の動員・派遣に関する事 2. 国民保護及び災害関係文書の受付・配布及び発送に関する事 3. 災害に伴うり災地区の行政指導に関する事 4. 職員の給与及び給食に関する事 5. 住民基本データベースの保守に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 家屋等の災害状況調査に関する事 2. 災害に伴う市税減免等の対策に関する事
	人権政策班 (人権政策課長) ひだまりの家班 (ひだまりの家所長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事 2. 人権尊重の視点の確保に関する事
	総合窓口班 (総合窓口課長)	1. 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関する事 2. 転出入の取り扱いに関する事 3. 死体の埋火葬に関する事 4. 安否情報の収集・提供、り災台帳の作成及びり災証明の発行に関する事
	会計班 (会計課長) 監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 災害関係経費の支出に関する事 3. 庁用資材備品等の用度調達に関する事

表一 栗東市対策本部各班の任務分担（つづき）

部 名	課(所屬)名	平素の業務
福祉部 (福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長) 障がい福祉班 (障がい福祉課長) 保険年金班 (保険年金課長) 長寿福祉班 (長寿福祉課長)	1. 福祉施設の災害対策および応急措置に関すること 2. 避難所に関すること 3. 死体の収容および埋火葬に関すること 4. 被災者に対する生活保護に関すること 5. 被災者に対する各種給付金の支払に関すること 6. 災害時避難行動要支援者の災害対策に関すること 7. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 8. 管轄する市立建築物の災害予防に関すること 9. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 10. 救助物資の配分計画および配分実施に関すること
子ども・健康部 (子ども・健康部長)	健康増進班 (健康増進課長) 子育て応援班 (子育て応援課長) 子ども発達支援班 (子ども発達支援課長) 幼児班 (幼児課長) (幼児課参事)	1. 被災者に対する応急措置に関する計画および実施に関すること 2. 災害防疫対策の計画および実施に関すること 3. 医療施設の災害対策に関すること 4. 医療助産に関すること 5. 保健所との連絡に関すること 6. 災害時における公衆衛生指導に関すること 7. 園の災害対策及び応急措置に関すること 8. 園児に対する災害対策および実施に関すること 9. 被災園児に対する保育に関すること 10. 被災園児の必要用品に関すること 11. 児童館の災害対策及び応急措置に関すること 12. 応急学童保育の実施 13. 管轄する市立建築物の災害予防に関すること 14. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること
環境経済部 (環境経済部長) 農業委員会事務局	環境政策班 (環境政策課長) 環境センター班 (環境センター所長)	1. 災害時における環境衛生に関すること 2. 仮設便所の設置等に関すること 3. 危険物施設の災害対策に関すること 4. 環境汚染の防止及び廃棄物処理等に関すること 5. 清掃及び防疫に関すること 6. 危険動物の災害逸走に関すること
	農林班 (農林課長) 農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	1. 農林業関係災害の応急措置及び災害対策に関すること 2. 農作物、農業用施設等の災害対策に関すること 3. 林業施設の災害対策に関すること 4. 農林業関係団体との連絡調整に関すること 5. 災害時における農作物病虫害防除に関すること 6. 災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整ならびに救援資材の受入保管ならびに配分に関すること 7. 耕地の災害対策に関すること 8. 農業用水利施設の災害対策に関すること 9. 老朽ため池の災害対策に関すること
	商工観光労政班 (商工観光労政課長)	1. 商工業関係者の被害の状況把握に関すること 2. 事業所及び商工業関係団体の災害対策に関すること 3. 経済及び商工団体との連絡調整に関すること

表一 栗東市対策本部各班の任務分担（つづき）

部 名	課(所属)名	平素の業務
建設部 (建設部長) (建設部技監)	土木管理班 (土木管理課長) 道路・河川班 (道路・河川課長) <u>国・県事業対策班</u> (<u>国・県事業対策課長</u>) 交通政策班 (交通政策課長) 都市計画班 (都市計画課長)	1. 水防の全般的な企画、実施に関すること 2. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関すること 3. 災害対策用の工事資材の調達管理に関すること 4. 土木関係被害状況の調査に関すること 5. 道路の除雪対策に関すること 6. 応急対策実施のための用地借入および補償に関すること 7. 急傾斜地の災害対策に関すること 8. 土石流危険渓流地の災害対策に関すること 9. 道路・河川に影響を及ぼすがけくずれ災害対策に関すること 10. 葉山川・金勝川等の応急措置など災害対策に関すること 11. 管轄する市立建築物および施設の災害予防に関すること 12. 管轄する市立建築物および施設の被害調査に関すること 13. 国・県河川の調整に関すること 14. 交通不能個所の調査およびその対策に関すること 15. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関すること
	住宅班 (住宅課長)	1. 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関すること 2. 応急仮設住宅の入居者の決定に関すること 3. 倒壊家屋対策に関すること 4. ガレキの処理に関すること 5. 被災宅地危険度判定に関すること 6. 市営住宅の災害対策に関すること 7. 宅地造成地の災害対策に関すること
上下水道事業所 (上下水道事業所長)	上下水道班 (上下水道課長)	1. 下水道施設の応急横断及び復旧措置に関すること 2. 水道施設災害の応急措置及び復旧措置に関すること 3. 飲料水の供給及び確保に関すること 4. 上下水道施設に係る関係機関との調整に関すること。

表一 栗東市対策本部各班の任務分担（つづき）

部 名	課(所属)名	平素の業務
教育委員会 (教育部長)	教委総務班 (教委総務課長)	1. 災害時における教育行政の総合調整に関する事 2. 教育施設の災害対策及び実施に関する事 3. 教育委員会職員に関する事 4. 学校教育財産(市内県施設も含む)を避難所に開放することに関する事 5. 教育関係、義援金品の受領、保管、配分に関する事 6. 管轄する市立建築物の災害予防に関する事 7. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事
	学校給食共同調理場班 (学校給食共同調理場所長)	1. 学校給食施設の災害対策および実施に関する事 2. 炊出しに関する事
	学校教育班 (学校教育課長) 人権教育班 (人権教育課長)	1. 教職員の災害対策のための動員派遣に関する事 2. 園児・児童生徒の安全に対する災害対策及び実施に関する事 3. 被災児童生徒に対する教育に関する事 4. 被災児童生徒の学用品に関する事 5. 災害時における学校その他教育の環境衛生に関する事
	生涯学習班 (生涯学習課長) <u>スポーツ・文化振興班</u> (<u>スポーツ・文化振興課長</u>)	1. 社会教育施設の災害対策に関する事 2. 災害活動に協力する青年団体、社会教育関係団体等の連絡調整に関する事 3. 青少年教育施設の災害対策に関する事 4. 文化財の災害対策に関する事
災害活動部 (<u>中消防署長</u>)	消防班 (<u>中消防署長</u>)	1. 気象情報、雨量水位情報の収集及び記録 2. 各種警報発令に関する事 3. 現場防災活動整備に関する事 4. 避難住民の誘導・救出・救助活動に関する事 5. 栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関する事

5. 関係機関との協定一覧(本編p25)

1 他市等との応援協定

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
1	香芝市（奈良県）	平成 10 年 4 月 16 日	災害時における相互応援協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
2	越前市（福井県）	平成 10 年 7 月 8 日	災害時における相互応援協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
3	滋賀県下の消防団を設置する市町	平成 10 年 5 月 30 日	滋賀県下消防団広域相互応援協定	消防団の相互派遣
4	湖南 4 市（草津市・守山市・野洲市・栗東市）	平成 17 年 7 月 1 日	災害時における相互応援・連携基本協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、消火、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な職員の派遣並びに所要の施設、資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供 し尿、ゴミ等の処理に必要な職員の派遣及び施設、車両等の提供 水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両の提供 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両の提供 ボランティアの斡旋 被災児童、生徒の受入れ 被災者に対する住宅の斡旋 地元企業、団体等への被災地支援の呼び掛け
5	国土交通省近畿地方整備局	平成 24 年 7 月 7 日	災害時等の応援に関する申し合わせ	情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む） 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む） 災害に係る専門家の派遣 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機具等の貸し付け 近畿地方整備局が保有する通信機材等の貸し付け及び操作員の派遣 通行規制等の措置

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
6	滋賀県市長会 (滋賀県下13市：大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市)	平成 24 年 11 月 27 日	滋賀県市長会災害相互応援協定	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な車両等の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 等
7	知立市（愛知県）	平成 26 年 2 月 4 日	災害時相互応援協定書	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資、資機材及び車両の提供 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん 応援に必要な職員の派遣 災害救助ボランティアのあっせん 被災児童生徒の受入れ

2 民間企業等との応援協定

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
1	栗東市商工会	平成 9 年 6 月 30 日 平成 27 年 4 月 1 日 (見直し)	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	食糧・衣料・日用品・燃料等の物資の供給
2	栗東市内郵便局	平成 12 年 3 月 8 日 平成 29 年 3 月 15 日 (見直し)	災害時における栗東市と栗東市内郵便局との協力に関する協定	被災住民にかかる情報の提供および共有 など
3	栗東市上下水道工事協同組合	平成 15 年 8 月 2 日	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定	災害時の応急給水 及び 上水道施設の復旧にかかる作業資機材及び労力の提供
4	栗東建設工業会	平成 20 年 8 月 29 日	災害時における応急救護活動への応援に関する協定	人命救助および障害物撤去のための資機材及び労力の提供
5	滋賀県電気工事工業組合	平成 21 年 2 月 6 日	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	公共施設の電気設備の応急復旧
6	株式会社湖光ファイン	平成 21 年 2 月 6 日	災害時における飲料水等の提供に関する協定	飲料水の供給（通水済みウォーターサーバー及び12リットルウォーターボトル1,000本を無償提供 その他は有償提供）
7	社団法人滋賀県エルピーガス協会草津支部	平成 21 年 3 月 27 日	エルピーガスに係る災害応急復旧の応援に関する協定	公共施設において LP ガス使用のための応急復旧作業にかかる資機材及び労力の提供
8	公益社団法人栗東青年会議所	平成 24 年 8 月 27 日	災害時における物資の供給協力に関する協定	食料品・医薬品・衣類寝具・日用品・食器など
9	日映興業株式会社	平成 25 年 3 月 28 日	災害時における救護活動の支援に関する協定	避難所などから排出される廃棄物の収集運搬 避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集運搬
10	栗東総合産業株式会社	平成 25 年 3 月 28 日	災害時における救護活動の支援に関する協定	避難所などから排出される廃棄物の収集運搬 避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集運搬

	締結の相手方	締結年月日	協定名称	締結内容
11	一般社団法人草津栗東医師会	平成 25 年 5 月 9 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時等に避難所及び救護所への医療救護班の派遣
12	一般社団法人草津栗東守山野洲歯医師会	平成 25 年 5 月 9 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時等に避難所及び救護所への医療救護班の派遣
13	一般社団法人びわこ薬剤師会	平成 25 年 5 月 9 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時等の避難所及び救護所への薬剤師の派遣
14	NPO法人コメリ災害対策センター	平成 25 年 7 月 5 日	災害時における物資供給に関する協定書	災害時の物資調達（調達可能な物資の供給）
15	滋賀県トラック協会 湖南支部	平成 25 年 8 月 27 日	災害時における物資等の輸送、集積地での仕分け及び配送の応援に関する協定書	災害応急対策活動および市町村等相互の応援措置にかかる緊急輸送
16	レンゴー株式会社（滋賀工場）	平成 26 年 2 月 14 日	災害時における物資供給に関する協定書	災害時の被災者等支援として、段ボールシート、段ボールケース及び段ボールベットなどの段ボール製品の提供
17	エネロハス株式会社	平成 26 年 8 月 1 日	災害時における蓄電池システム等の提供に関する協定書	避難所などに蓄電池システム等は無償で提供
18	積水化学工業株式会社 滋賀工場	平成 26 年 10 月 24 日	災害時における水道施設等の応急復旧に関する協定	災害時の上下水道施設の応急対応に必要な資材の確保と供給対応など、及び協定者施設の一部を住民の一次避難所に開放及び施設内に災害トイレの設置
19	株式会社アクティオ 関西支店	平成 27 年 4 月 1 日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時の上下水道、道路、林道の応急措置に係るレンタル機材の提供
20	渡辺パイプ株式会社 滋賀サービスセンター	平成 27 年 4 月 1 日	災害時における資機材の提供に関する協定	災害時の上下水道施設応急措置のための資機材の提供
21	栗東市社会福祉協議会	平成 27 年 10 月 1 日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の設置運営
22	ゴウダ株式会社（栗東工場）	平成 29 年 10 月 31 日	災害時における緊急一時避難施設としての使用並びに物資の供給に関する協定書	大規模災害時の一時的に避難する施設の提供並びに被災者等支援として、段ボールシート、段ボールケース及び段ボールベット製品の提供
23	株式会社ゼンリン 関西支社	平成 30 年 11 月 21 日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	災害対策本部等を設置した際の地図製品等の供給及び住宅地図 5 冊、広域図 5 部、ZNETTOWNのID等の事前無償貸与
24	株式会社三輪タイヤ	令和 元年 8 月 6 日	災害時における支援協力に関する協定書	災害時の車載発電装置を用いた電力の供給および救援物資及び調達物資等の保管
25	株式会社 ZTV	令和 元年 10 月 30 日	災害時の避難所等におけるインターネット回線提供に関する協定	災害対策本部等を設置した際の避難所等におけるインターネット回線の提供

6. 警報を伝達すべき関係機関等(本編p28、55)

(「1. 関係機関の連絡先」(本資料編p1～13) 参照)

7. 安否情報収集様式、安否情報報告書、安否情報照会・回答様式(本編p29、71、72)

(次ページ以降に示す。)

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）	
① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先		
同意回答者住所			続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

報告日時 年月日時分

[illegible][illegible]

55 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について、特設の条件が「患者」欄に記入されること

武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第9 5条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記 入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - ※印の欄には記入しないでください。

様式第 5 号（第 4 条関係）

安 否 情 報 回 答 書

		年 月 日
殿		
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないでください。

8. 被災情報の報告様式(本編p30、84)

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

年 月 日 時 分

栗東市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 栗東市△△A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
	(人)	(人)	重傷(人)	軽傷(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(注)被災情報の報告については、可能な限り早く。分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

9. 平素から集約・整理が必要な基礎的資料の詳細(本編p33)

平素から集約・整理が必要な基礎的資料の詳細、所在等は以下のとおりである。これらは、大部分が「栗東市地域防災計画」との供用資料となることや、一部個人情報を含むため、詳細なリスト等については「栗東市地域防災計画」の参照または別途整理とする。なお、これらは、武力攻撃災害の発生に備え、適宜最新の情報に更新する。

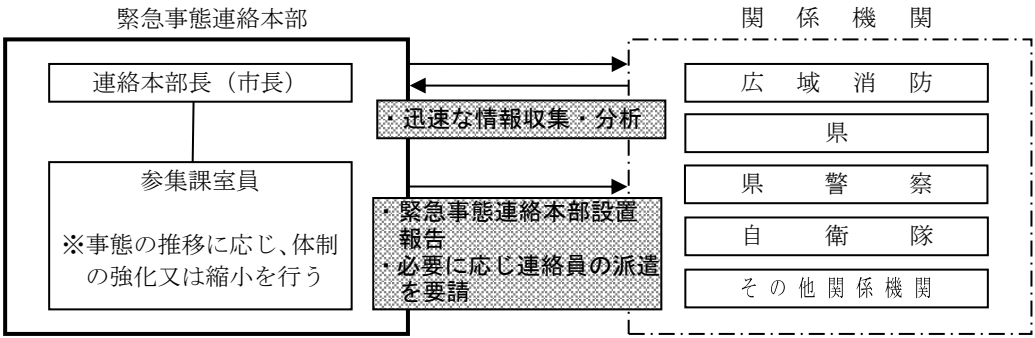
資料	詳細、所在等
住宅地図	(危機管理課所有)
人口分布、世帯数、 昼夜別人口	本資料編「2. 栗東市の地理的、社会的特徴」に記載 (総務課：住民基本台帳、国勢調査)
道路網リスト (緊急輸送経路)	道路・河川課所有 (緊急輸送経路については、「滋賀県防災ホームページ」 内にて適宜最新情報を公開。 URL http://www.shiga-bousai.jp/)
輸送力リスト	県地域防災計画(資料編)に記載
避難施設リスト	本資料編「1. 関係機関の連絡先」に記載
備蓄物資等リスト	栗東市地域防災計画にて整理
生活関連施設等リスト	栗東市地域防災計画にて整理
関係機関連絡先一覧	本資料編「1. 関係機関の連絡先」に記載
協定一覧	本資料編「5. 関係機関との協定一覧」に記載
自治会等連絡先一覧	(個人情報を含むため危機管理課にて別途整理)
消防機関リスト	栗東市地域防災計画にて整理
災害時要援護者の避難支援プラン	(別途策定)

10. 生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管県担当部局(本編p36)

表一 生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管県担当部局

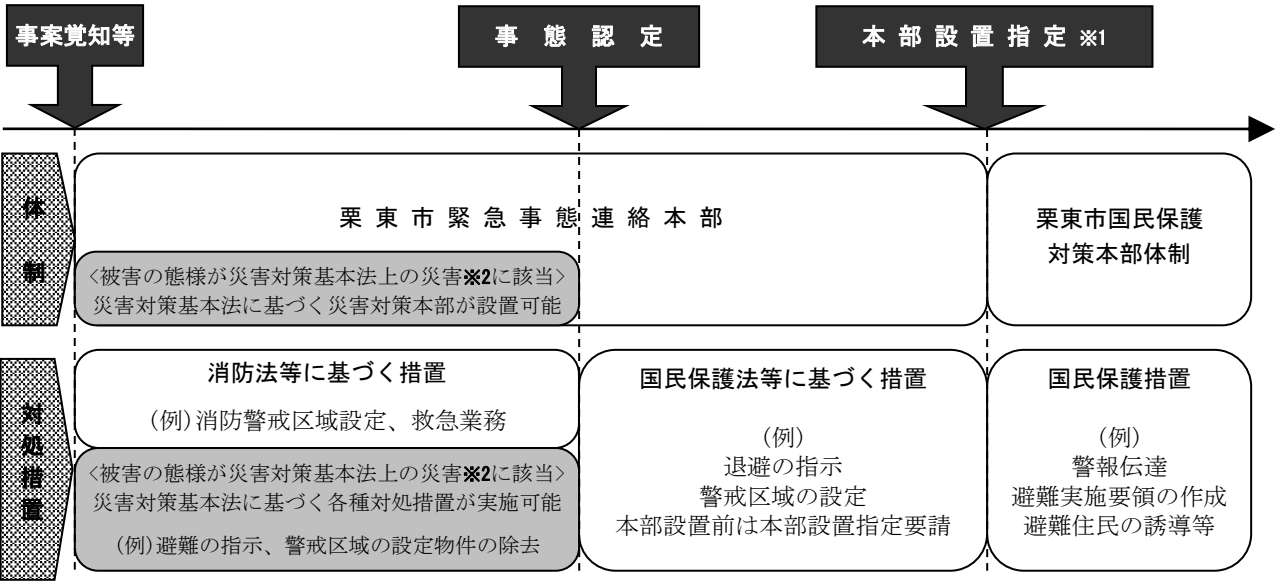
国民保護法 施行令	各号	施設の種類の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	防災危機管理局
	2 号	ガス工作物	経済産業省	防災危機管理局
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	—
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	防災危機管理局
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理局
	6 号	放送用無線設備	総務省	防災危機管理局
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	—
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9 号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木交通部
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁	—
	2 号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	健康医療福祉部
	3 号	火薬類	経済産業省	防災危機管理局
	4 号	高圧ガス	経済産業省	防災危機管理局
	5 号	核燃料物質(汚染物質を含む)	文部科学省 経済産業省	—
	6 号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	7 号	放射性同位元素(汚染物質を含む)。	文部科学省	防災危機管理局
	8 号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	健康医療福祉部 農政水産部
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—
	10 号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	防災危機管理局 健康医療福祉部
	11 号	毒性物質	経済産業省	—

1 1. 栗東市緊急事態連絡本部の構成及び機能 (本編p43)



図一 栗東市緊急事態連絡本部の構成及び機能

1 2. 災害対策基本法との関連における対処体制 (本編p44)



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害の他、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

図一 対処体制

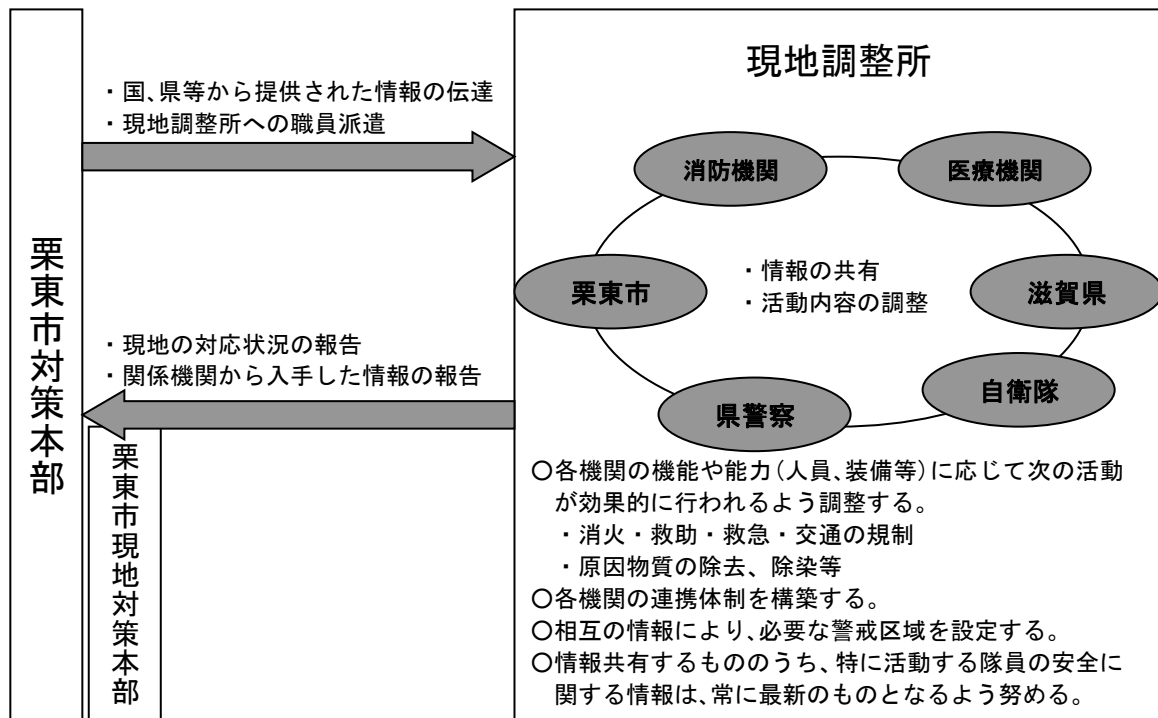
13. 関係する報道機関(本編p47)

(一部「1. 関係機関の連絡先」と重複掲載)

名 称	郵便番号	所在地	(上段)電話番号 (下段)FAX番号
京都新聞社滋賀本社	520-0044	大津市京町4-3-33	(077)523-3131 (077)522-8822
朝日新聞社大津総局	520-0044	大津市京町3-5-12	(077)524-6601 (077)523-1156
毎日新聞社大津支局	520-0806	大津市打出浜3-16	(077)524-6655 (077)526-1504
読売新聞社大津支局	520-0806	大津市打出浜13-1	(077)522-6691 (077)522-6693
中日新聞社大津支局	520-0044	大津市京町4-4-23	(077)523-3388 (077)524-4447
産経新聞大津支局	520-0043	大津市中央1-3-2	(077)522-6628 (077)528-2311
日本経済新聞社大津支局	520-0043	大津市中央3-1-8	(077)522-4455 (077)525-7843
共同通信社大津支局	520-0044	大津市京町2-5-10	(077)522-3762 (077)526-2377
時事通信社大津支局	520-0806	大津市打出浜2-1	(077)522-3915 (077)525-5867
日本放送協会大津放送局	520-0806	大津市打出浜3-30	(077)521-3088 (077)521-3089
株式会社京都放送滋賀支社	520-0044	大津市京町4-3-33 滋賀プレスビル3階	(077)522-8317 (077)522-8355
びわ湖放送株式会社	520-8585	大津市鶴の里16-1	(077)524-0151 (077)524-0167
株式会社エフエム滋賀	520-0818	大津市西の庄19-10	(077)527-0830 (077)527-0840
株式会社ZTV	514-8557	三重県津市あのとつ台4-7-1	(059)236-5111 (059)236-5112

1 4. 現地調整所の組織編制例及び現地調整所の性格について(本編p48)

《現地調整所の組織編成例》



《現地調整所の性格について》

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

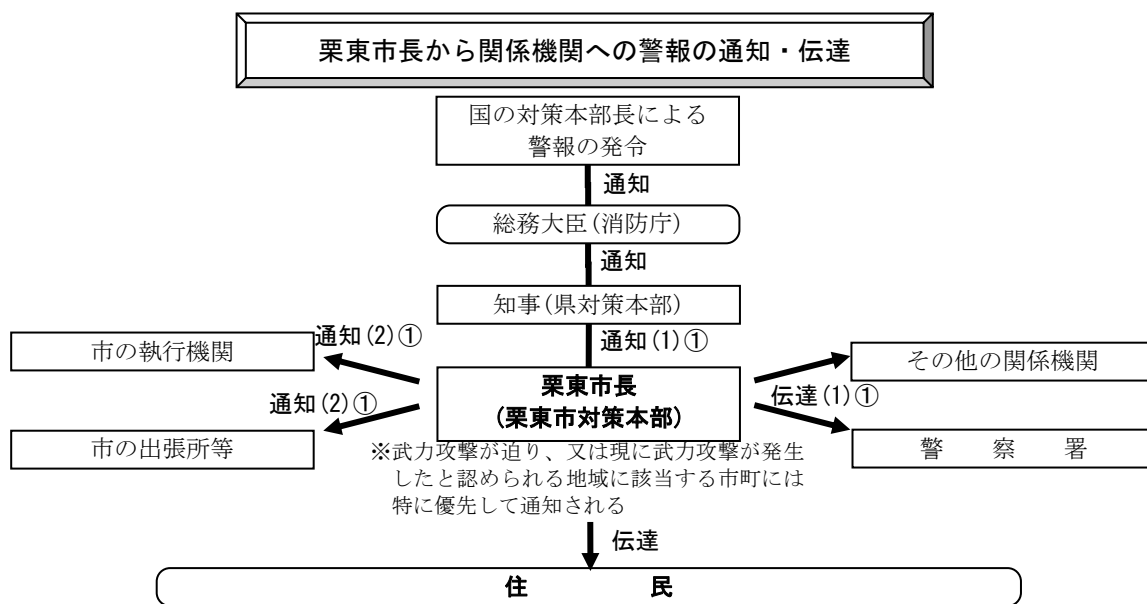
現地調整所の設置により、栗東市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、栗東市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う栗東市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当た

る機関が既に設置している場合には、栗東市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、栗東市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、栗東市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

15. 栗東市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み(本編p55)



図一 栗東市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み

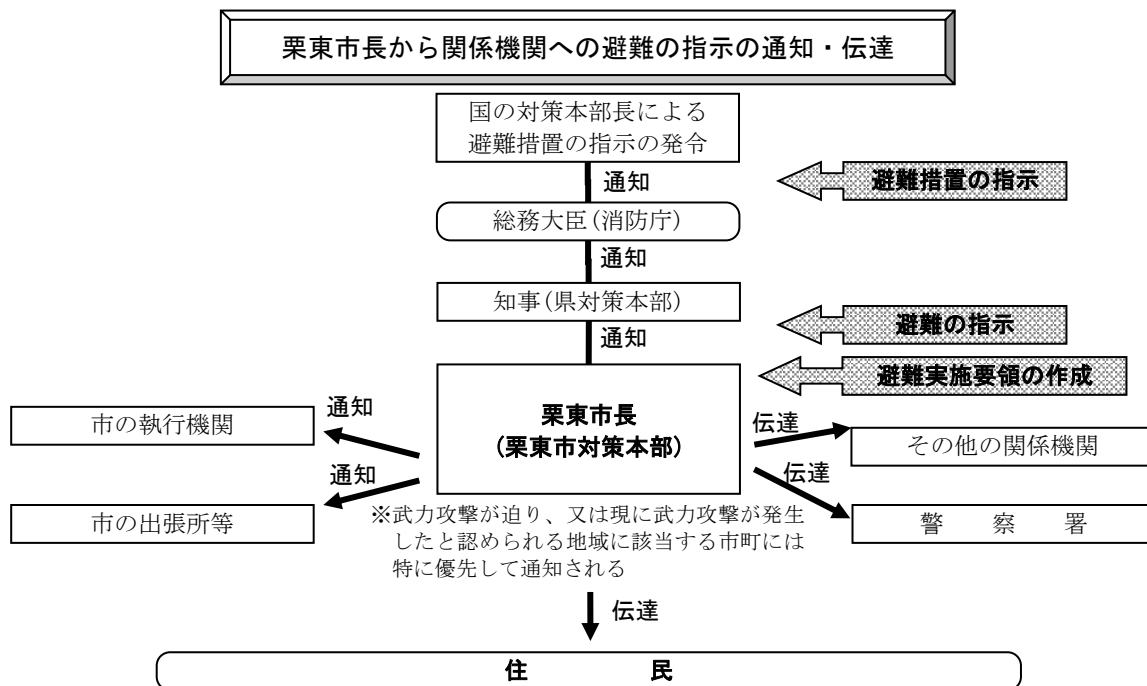
(1) 警報の内容の伝達

① 栗東市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 栗東市は、栗東市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 栗東市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うと共に、栗東市のホームページ（<http://www.city.ritto.shiga.jp/>）に警報の内容を掲載する。
- ③ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線の他拡声器を活用する等により行う。

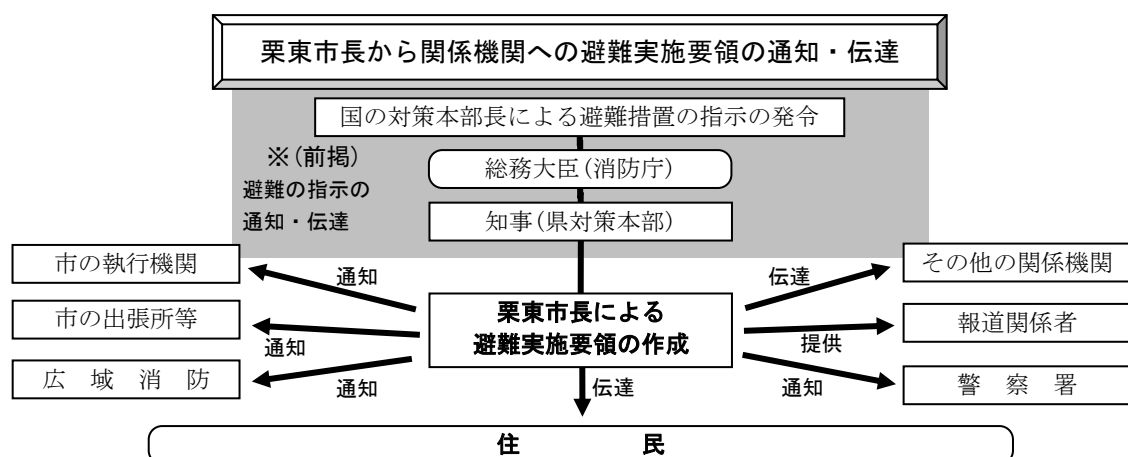
16. 避難の指示の流れ(本編p57)



図一 避難の指示の流れ

※栗東市長は、避難の指示受信後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

17. 避難実施要領の通知・伝達(本編p60)



図一 避難実施要領の通知・伝達

18. 退避の指示の一例(本編p74)

- 「〇〇市×丁目、△△市〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下等屋内に一時退避すること。
- 「〇〇市×丁目、△△市〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

関係する条例等

○栗東市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月24日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、栗東市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、栗東市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○栗東市国民保護協議会条例

平成18年3月24日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、栗東市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○滋賀県国民保護協議会条例

平成17年3月30日

滋賀県条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第38条第8項の規定に基づき、滋賀県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員および専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、60人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、滋賀県知事公室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(〔次のよう〕略)

付 則(平成20年条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第26号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○滋賀県国民保護対策本部および滋賀県緊急対処事態対策本部条例

平成17年3月30日

滋賀県条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、滋賀県国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)および滋賀県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 滋賀県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 滋賀県国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 滋賀県国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき防衛大臣がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 対策本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(事務局)

第6条 対策本部の事務を処理するため、滋賀県知事公室に事務局を置く。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(滋賀県緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、滋賀県緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第26号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考】武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(以下「令」という。)による指定(最終改正(平成31年4月1日)現在)。

《指定行政機関》(32) 令第1条

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

《指定地方行政機関》(25) 令第2条

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

《指定公共機関》(151) 令第3条

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水資源機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、広域の運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、日本郵便株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社J E R A、関西電力株式会社、九州電力株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、北海道電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、大阪瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東京瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、オーシャントランス株式会社、株式会社フェリーさんふらわあ、株式会社名門大洋フェリー、商船三井フェリー株式会社、新日本海フェリー株式会社、太平洋フェリー株式会社、阪九フェリー株式会社、マルエーフェリー株式会社、宮崎カーフェリー株式会社、J R 九州バス株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、ジェイアール東海バス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、ジェイアールバス東北株式会社、ジェイ・アール北海道バス株式会社、中国ジェイアールバス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、小田急バス株式会社、神奈川中央交通株式会社、近鉄バス株式会社、京王電鉄バス株式会社、京成バス株式会社、京阪バス株式会社、京浜急行バス株式会社、国際興業株式会社、西武バス株式会社、東急バス株式会社、東都観光バス株式会社、東武バスセントラル株式会社、南海バス株式会社、日本交通株式会社、阪急バス株式会社、阪神バス株式会社、三重交通株式会社、名阪近鉄バス株式会社、佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、ANAウイングス株式会社、株式会社A I R D O、株式会社スターフライヤー、株式会社ソラシドエア、スカイマーク株式会社、全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、九州旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、小田急電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社、相模鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、井本商運株式会社、川崎近海汽船株式会社、近海郵船株式会社、栗林商船株式会社、琉球海運株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社N T T ドコモ、朝日放送テレビ株式会社、株式会社C B C テレビ、株式会社T B S テレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、株式会社フジテレビジョン、株式会社毎日放送、関西テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、讀賣テレビ放送株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、大阪放送株式会社、株式会社C B C ラジオ、株式会社T B S ラジオ、株式会社日経ラジオ社、株式会社ニッポン放送、株式会社文化放送、東海ラジオ放送株式会社